## Miyoshi City News Release



令和6年3月27日

## 北広島町及び庄原市とのパートナーシップ宣誓制度の 相互利用開始について

三次市では、誰もが人権尊重の理念について理解を深め、多様性を認め合い、 自分らしく生きることができる社会の実現をめざして、令和5年1月1日から「三次市 パートナーシップ宣誓制度」の運用を開始しています。

また、パートナーシップ宣誓された方が、自治体間で住所を異動された後も安心 していきいきと生活していくことを支援するため、制度を運用している自治体と協議 書を締結し、制度の相互利用を実施しています。

この度、北広島町及び庄原市と「パートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協議書」を締結したため、次のとおり相互利用を開始します。

## 1 相互利用の概要

パートナーシップ宣誓された方が、三次市と協定締結自治体の間で住所の異動をする場合に、転出先に継続使用申請書を提出することにより、転出先での新たな宣誓手続きを行うことなく、転出先で交付された宣誓書受領証・受領カードを継続して使用することができます。

- 2 北広島町及び庄原市との相互利用開始日 令和6年4月1日
- 3 その他相互利用が可能な自治体 広島市・安芸高田市・三原市・廿日市市・府中町・海田町・東広島市・府中市



## 広島県三次市

地域振興部 定住対策・暮らし支援課 (担当:呑谷・渡部) TEL:0824-62-6242 FAX:0824-62-6235